

様式第7号（第9条関係）

大阪府指令 第 号

住 所（所在地）

氏 名（法人名）

年 月 日付けで申請のあった大阪府舟運ルート発掘・創出事業補助金は、大阪府補助金交付規則第5条及び大阪府舟運ルート発掘・創出事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり交付します。

年 月 日

大阪府知事

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 この補助金の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、交付申請書記載のとおりとする。
- 3 補助金の交付条件
 - (1) 次のいずれかに該当する場合、速やかに知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合（軽微な変更を除く）
 - イ 補助事業の内容の変更をする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。